

伊丹市無電柱化推進計画

令和6年8月

兵庫県伊丹市

目次

1	はじめに	2
2	無電柱化の推進に関する基本的な方針	3
1)	伊丹市における無電柱化の現状	3
2)	今後の無電柱化の取り組み姿勢	3
3)	無電柱化事業の実施	4
3	無電柱化推進計画の期間	5
4	無電柱化の推進に関する目標	6
1)	無電柱化の対象道路	6
2)	計画目標	7
5	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	8
1)	占用制度の運用	8
2)	関係者間の連携の強化	9
6	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	9
1)	広報・啓発活動	9
2)	無電柱化情報の共有	9

<参考資料>

- (1) 無電柱化実施予定箇所図
- (2) 緊急輸送道路ネットワーク計画図

I. はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げや、地震などの災害時には、電柱が建物倒壊等により2次被害を受け、倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害し、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比較しても大きく立ち遅れている状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保等に資することを目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画として、今後の本市における無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

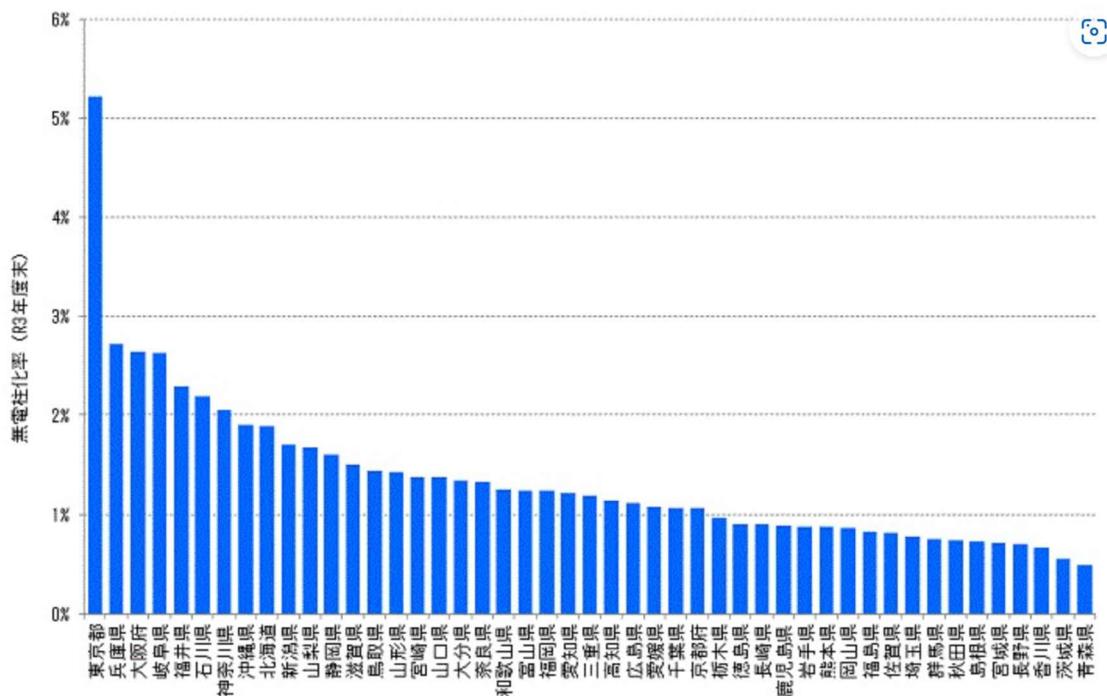


図 I.1 都道府県別の無電柱化率

(出典：国土交通省 HP)

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 伊丹市における無電柱化の現状

伊丹市では、国が「電線類地中化計画」を定めて以降、一般国道171号や主要地方道尼崎宝塚線などの幹線道路のほか、阪急伊丹駅周辺、市役所周辺の道路を中心に、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や単独地中化方式により電線類の地中化を進めてきた。

市内ではこれまでに、国道・県道で約6km、市道で約3.1km、合わせて約9.1kmの無電柱化を実施している。



図2.1 無電柱化整備状況
(都市計画道路山田伊丹線 行基町)



図2.2 無電柱化整備状況
(市道宮ノ前4085号線 宮ノ前)

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

伊丹市の無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきている。引き続き、防災機能の強化・向上、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化が必要な道路において、適切な役割分担により推進をしていく。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により伊丹市の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心なくらしを確保することとする。

3) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や沿道住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の採用を検討する。

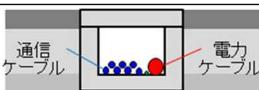
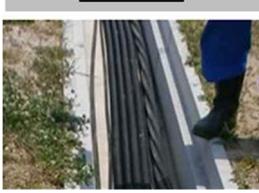
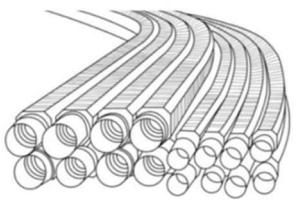
管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設	角型多条電線管【FEP管】
	 		

図 2.3 低コスト手法の種類

(出典：国土交通省 HP)

② 屋側配線方式・迂回配線方式

沿道住民等の合意が得られる道路においては、低成本で無電柱化を実施可能な屋側配線方式や迂回配線方式による整備を進める。

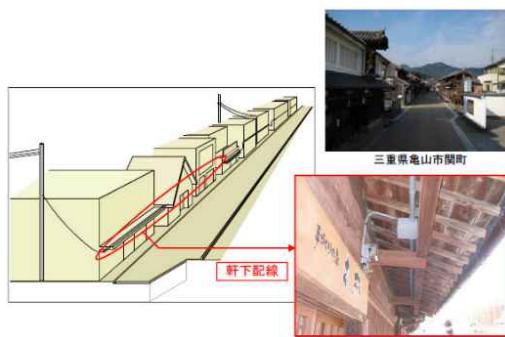


図 2.4 屋側配線方式



図 2.5 従回配線方式

③ 単独地中化方式

(出典:国土交通省 HP)

電線管理者が整備する方式。長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条を的確に運用するため、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな電柱設置を禁止し、事業と一緒に無電柱化整備を行う際に同時整備を積極的に活用し、効率的な無電柱化を推進する。伊丹市においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

⑤ 市街地開発事業等における無電柱化の推進

事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して無電柱化法第12条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。

なお、上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう道路管理者は支援する。

3. 無電柱化推進計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。なお、国の「無電柱化推進計画（R3～R7）」が見直され、新たに目標が定められた場合は、本計画についても国、並びに県の計画との整合を図る。

4. 無電柱化の推進に関する目標

1) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、国道、県道等については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災機能の強化・向上

一般国道171号・176号や主要地方道尼崎宝塚線・尼崎池田線等の緊急輸送道路において、道路管理者である国及び県の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、伊丹市地域防災計画において避難路に位置づけている都市計画道路について、無電柱化を推進する。



図 4.1 倒壊した電柱による道路閉塞
(平成 30 年台風 21 号 大阪府泉南市)

② 安全で安心な歩行者・自転車の通行空間の確保

伊丹市自転車活用推進計画のうち、今後、都市計画道路の整備が予定されている路線について、効率的な無電柱化を推進する観点から、街路事業に合わせて無電柱化を推進する。



図 4.2 歩行者・自転車の通行空間の確保
(無電柱化イメージ：(都) 山田伊丹線昆陽泉町工区)

③ 良好的な景観の保全と形成

伊丹市都市景観条例に基づき指定された歴史的な景観を保全する地区を代表する道路において、舗装の美装化等と合わせて無電柱化を推進する。



図 4.3 景観の阻害要因となる電線類の添架状況
(平成 30 年：市道中央 6004 号線)

2) 計画目標

市管理道路については、令和6年度（2024年度）までに、伊丹市中心市街地活性化基本計画に基づく3路線（市道中央6003号線、市道中央6004号線、市道中央天津線）の無電柱化の完了を目指す。

- 伊丹市中心市街地活性化基本計画に基づき、市道中央6003号線、市道中央6004号線、市道中央天津線について、無電柱化に向け電線の入線、電柱の抜柱作業を進める。
- 主要地方道尼崎宝塚線・尼崎池田線の緊急輸送道路を結び、緊急物資等の輸送や避難経路の確保に繋がる本市の東西軸である都市計画道路山田伊丹線（昆陽泉町工区）について、引き続き街路事業と合わせて無電柱化工事を進める。
- 宝塚市と尼崎市を結び、伊丹市の南北方向の重要な重要路線として位置づけられている幹線道路である都市計画道路塚口長尾線（昆陽南工区）について、引き続き街路事業と合わせて無電柱化を進める。
- 緊急輸送道路として、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を担う一般国道171号について、無電柱化を進める。

表4.1 無電柱化実施路線（施策別）

計画区間	計画延長	施 策	事業者
市道中央6003号線	100m	②安全、③景観	伊丹市
市道中央6004号線	100m		
市道中央天津線	240m		
都市計画道路山田伊丹線(昆陽泉町工区)	526m	①防災、②安全	
都市計画道路塚口長尾線（昆陽南工区）	兵庫県無電柱化推進計画による		兵庫県
一般国道171号（寺本地区）	国無電柱化推進計画による		兵庫国道事務所

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

Ⅰ) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、伊丹市域の緊急輸送道路においても実施済みである。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

② 沿道民地電柱への対応

令和3年の道路法改正により、緊急輸送道路等の沿道区域において、倒壊による道路閉塞の可能性がある電柱等の工作物を設置する際に、道路管理者への届出を要することとし、必要に応じて勧告する制度が創設された。近畿地方整備局管内では、和歌山県内の直轄国道において、令和5年度から防災拠点を結ぶ重要な区間で実施している。今後、国・県の動向を注視し、対応を検討していく。

③ 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

2) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる兵庫県無電柱化地方部会の活用により、無電柱化の対象路線や無電柱化手法、事業実施時期等について協議、合意形成を図り、円滑な事業実施に努める。

無電柱化実施箇所における課題解消に向け、必要に応じて沿道住民等と協議し、整備手法や地上機器の設置場所等について円滑に合意形成を図る。

② 工事・設備の連携

伊丹市の管理する道路において、道路事業等やガス・水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 抜柱の推進

電線共同溝等を整備し電線類を入線した後は、地上にある電線及び電柱を速やかに撤去して無電柱化の推進を図っていく。

6. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化を実施するにあたり、地域住民の理解・協力は不可欠である。事業を実施する際は、道路管理者や電線管理者等の関係者が協力して、地域住民と協議する場を設けるなど、理解と協力が得られるよう努める。

2) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、伊丹市の取り組みについて国や他の地方公共団体との共有を図る。

無電柱化実施路線図



伊丹市役所

·2·5048
技术公園

F

F

D

公

188

C

卷之三

急伊丹駅

計画区間		計画延長	施 策	事業者
A	市道中央6003号線	100m	②安全、③景観	伊丹市
B	市道中央6004号線	100m		
C	市道中央天津線	240m		
D	都市計画道路山田伊丹線（昆陽泉町工区）	526m	①防災、②安全	
E	都市計画道路塚口長尾線（昆陽南工区）	兵庫県無電柱化推進計画による		兵庫県
F	一般国道171号（寺本地区）	国無電柱化推進計画による		兵庫国道事務所

凡例	
整備済路線	国道
	県道
	市道
実施路線	■ ■ ■ ■ ■

■緊急輸送道路ネットワーク図(西宮土木事務所・宝塚土木事務所)

